

【初動期】

番号	時期	属性	アクション項目	具体的なアクション	必要な情報入手	情報の入手先	必要な情報提供	情報の提供先	公表可否	必要な活動資源 (機材・設備・土地等)	関係する規制・許認可、商慣行
1	初動期	空港上屋	非常事態の認識共有(空港設置管理者等による緊急事態宣言等の発令)	空港設置管理者等による緊急事態宣言等の発令	空港設置者が緊急事態を判断するために必要な情報	各事業者					
2	初動期	空港会社	情報共有の場の設置	関係者の情報共有の場の設置(平時)							
3	初動期	インテグレーター		行政も入った形での関係者の協議体(情報共有の場)の設置(緊急時)							
4	初動期	フォワード		緊急時に荷主を含む関係者が情報を共有できるプラットフォーム(掲示板)の設置	各関係者が共有可能な各種情報	各関係者				情報共有のための掲示板(国土交通省による設置・運営を想定)	
5	初動期	空港会社	被害状況確認	空港間で被災状況などを個別担当者から聞き取った	被災状況	被災空港会社、応援空港会社(中部)					
6	初動期	空港会社		各航空会社・上屋会社に個別ヒアリングして被災状況・要請を聞きとった	被災状況・要請	各航空会社・上屋会社					
7	初動期	空港会社	臨時上屋スペース確保	輸入貨物を扱う上屋確保のため、空港敷地内の暫定上屋6棟を分配した	関西空港、中部空港の受託停止・制限の状況	各空港会社	上屋の空きスペースの提供可能性	航空会社・上屋会社		上屋の空きスペース	
8	初動期	空港会社		滞貨した輸入貨物の置き場所の確保のため、道路下、駐車場、工事中の場所などの隙間を臨時置き場として順次提供していった	空港内外における貨物の滞貨状況	航空会社・上屋会社、フォワード	臨時置き場用地の提供可能性	航空会社・上屋会社、フォワード		臨時置き場用地(未利用地)	保税蔵置場許可(各借受者において)
9	初動期	航空会社		応援側中部国際空港での上屋スペースの増強	上屋空きスペース	空港会社				上屋・土地	
10	初動期	航空会社		ULDの代替保管場所の確保						臨時置き場用地	保税蔵置場許可
11	初動期	空港上屋		上屋の確保、9/15には新しいスペース(南部上屋地区)を確保						代替上屋、スペース	借りた上屋内に保税区分のための壁がなく全館と調整
12	初動期	空港上屋		貨物急増に対応するため、未借用地を一定期間借り上げた	空港内外における貨物の滞貨状況	航空会社、フォワード	用地借り上げ要請	東京航空局		未借用地	東京航空局
13	初動期	インテグレーター		中部国際空港で上屋を広げるという点について、税関から特例許可を頂いた。関西国際空港の通関部の従業員が中部国際空港に移動して作業を行っていた。						上屋スペース、対応従業員(関空の通関部の従業員が移動)	税関
14	初動期	インテグレーター	成田に貨物を集め、荷捌きや保管などの成田の負荷は重くなったため、成田空港外に保有する地上集配業務を行う施設を利用した。								
15	初動期	インテグレーター	成田に貨物を集め、荷捌きや保管などの成田の負荷は重くなったため、空港会社から臨時で貨物を保管する上屋の空きスペースを借りた。	臨時置き場用地の空き状況	空港会社				臨時置き場用地	保税蔵置場許可	
16	初動期	空港上屋	輸入貨物の引き取りの督促	輸入貨物はかなり増え、引き取りトラックがなくバンクした。(9/8~11/27間23便の貨物専用便と旅客便あり。概ね半々)				貨物便を持っている全てのエアライン			
17	初動期	航空会社	GSEの調達・配備	成田空港から関西空港、羽田空港に代替する際の大型フレーター(B747F)に対応した機材(GSE)の配置						大型フレーター用GSE(メインデッキローダー等)	平時を含む共同保有の仕組み構築
18	初動期	航空会社		成田空港からのハイリフトローダーの移動については、各県から許可を得る必要があったが、国交省に關係省庁と調整してもらい、早期に実現することができた。						ハイリフトローダー	
19	初動期	空港上屋		フレーターの臨時発着に対応した機材(GSE)の配置						フレーター用GSE(メインデッキローダー等)	平時を含む共同保有の仕組み構築
20	初動期	インテグレーター		羽田空港におけるフレーターの臨時発着に対応した機材(GSE)の配置						フレーター用GSE(メインデッキローダー等)	平時を含む共同保有の仕組み構築
21	初動期	航空会社	補航便の運航	9月4日に空港自体が閉鎖されたため、運航はその時点で停止していた。国際線については、9月5日から成田に補航便を運航した。							
22	初動期	航空会社	税関上の仕向け地変更の受け入れ、陸送による配送手配	9月4日の時点ですでに動いている貨物については、関空が使えないため税関上の仕向け地変更を行い、成田で輸入通関をして、トラックで国内に配送を行った。							

【応急対策期】

時期	属性	アクション項目	具体的なアクション	必要な情報入手	情報の入手先	必要な情報提供	情報の提供先	公表可否	必要な活動資源 (機材・設備・土地等)	関係する規制・許認可、商慣行	
23	応急対策期	空港会社	上屋の混雑状況の確認	上屋での貨物滞留状況、GSEコンテナ不足	滞留情報	上屋会社					
24	応急対策期	フォワーダー		輸入貨物が滞留していた保税上屋への、貨物の状況(引き渡し時期の見込み)に関する問合せ	成田空港における輸入貨物の受け渡しタイミング	保税上屋	輸入貨物の国内配送タイミング	顧客		保税地域でのみ通関が可能	
25	応急対策期	空港会社	他空港の稼働状況の確認	空港の稼働状況(空港間の情報交換)			稼働状況		他空港・空港間共有(提供後の影響は不明)		
26	応急対策期	空港上屋		関西、中部、成田各空港の情報収集	被災空港の状況、他空港の貨物流入状況	各空港の上屋会社					
27	応急対策期	空港会社	貨物地区内の交通統制・誘導	貨物地区の交通ルール(ゲート、通行規制、待機等)			交通ルール		他地区からの流入トラック		
28	応急対策期	フォワーダー		他空港の各種空港情報(例:成田の貨物地区内の一方通行道路と上屋配置の情報)の提供	各種空港情報	各空港会社	各種空港情報	他空港のフォワーダー等			
29	応急対策期	航空会社	受託停止	成田への貨物輸送は貨物地区がパンクしていたため2日ほど止めた。海外支店に対しては、成田向けの貨物を停止するように指示を出した。海外の航空会社に対しては同様の協力依頼を行った。			貨物地区の状況		海外の航空会社		
30	応急対策期	航空会社		9月16日からエンバーゴを行った。自社便については17、18日の海外発を停止した。							
31	応急対策期	航空会社		フォワーダーが動くことができなかったため、輸入の引き取りが滞った。							
32	応急対策期	空港上屋		緊急貨物以外の受託停止	他空港における貨物受託停止情報	他の航空会社・上屋会社	受託停止	航空会社			
33	応急対策期	航空会社	振替輸送(インターライン契約に基づく)	成田空港発着便は空きがなく、他社から振替(アクシデント時に航空会社同士で融通するインターライン契約)の打診があっても、受け入れられるキャパシティがなかった	振替輸送のニーズ	他の航空会社			自社便の輸送力の余力		
34	応急対策期	空港上屋	RFS受け入れ停止	翌週に他空港からのトラック便の受入の停止(フォワーダーからの転送は受けておらずエアラインのロードフィーダーの受け入れを停止)を行った。	成田空港における輸入貨物上屋の滞留		トラック受け入れ停止の依頼(お願いしかできない)		顧客		
35	応急対策期	フォワーダー	国内配送の手配	輸入品の国内配送手配			輸入貨物のフォワーダー→運送業者受け渡し時間・量		運送業者	輸出貨物の蔵置場所	
36	応急対策期	フォワーダー	臨時蔵置場の確保	輸出用倉庫が不足したため、外部倉庫を借りた						外部倉庫	
37	応急対策期	空港上屋	作業体制の再編	転送予定貨物の転送中止に伴うULDブレイクダウン体制の構築	他空港転送貨物の転送中止の事前情報	航空会社				作業スペース、人員、機材	
38	応急対策期	インテグレーター		中部国際空港は物量が倍以上になったので、現場の人間だけでは足りず、東京からも応援に行き交代で入ってなんとか捌いた。							対応従業員(東京から)
39	応急対策期	インテグレーター		成田に荷物を集めた際、営業職の人間がサポートするなど臨時的に増員を行った。							対応従業員
40	応急対策期	インテグレーター	作業員の輸送・宿泊手配	応援で移動してきた従業員の宿泊施設を空港外で確保したため、従業員を輸送するというロジスティクスが発生した。						宿泊施設	

【復旧期】

時期	属性	アクション項目	具体的なアクション	必要な情報入手	情報の入手先	必要な情報提供	情報の提供先	公表可否	必要な活動資源 (機材・設備・土地等)	関係する規制・許認可、商慣行	
41	復旧期	フォワーダー	臨時蔵置場の確保、蔵置効率を高めるための対応	輸出貨物の蔵置場所を確保するための、段積み・段の増加、駐車場活用			輸出貨物の像治療見込み・蔵置スペース		作業委託会社	輸出貨物の蔵置場所	保税地域でのみ通関が可能
42	復旧期	フォワーダー	作業体制の再編	作業委託会社への人員調節依頼			作業量見込み、作業に要する人員		作業委託会社		保税地域でのみ通関が可能
43	復旧期	フォワーダー		成田空港に人員補充						社員	